

CPSA 0017



**プラスチック浴そうふたのSG基準(公開用)**

**一般財団法人 製品安全協会**

# プラスチック浴そうふたのSG基準

## SG Standard for Plastic Cover For Bathtub

### 1. 基準の目的

#### 基準の目的

この基準は、検討当時における既存の事故やクレーム等を基礎として、意図される使用と合理的に予見される誤使用を考慮し、作成された浴そうふたの安全性品質及び誤使用防止のための表示の規格である。ここでいう安全性品質とは、浴そうふたの使用者が正常な使用を行う範囲内で傷害を最小限にすることを目的とした当該基準に示される要件をいう。

### 2. 適用範囲

この基準は、主として一般家庭で使用するプラスチック製及びプラスチックを表材又は心材として使用した浴そうふた(以下、「浴そうふた」という。)について適用する。

### 3. 形式分類

浴そうふたの形式は、次のとおりとする。

#### (1) 浴そうを覆う板の枚数による分類

一枚ふた：一枚のふたで浴そう全体を覆うもの

組合せふた：二枚以上に分離したふたを組合せて浴そう全体を覆うもの

#### (2) 形状による分類

○形：折り畳みや巻き取りができないもの（一枚ふた及び組合せふた）

○形：折り畳み又は巻き取りができるものであって、隣接する心材中央間の距離が○mm 以上の心材を連結した  
もの（折り畳みふた）

○形：折り畳み又は巻き取りができるものであって、隣接する心材中央間の距離が○mm 未満の心材を連結した  
もの（シャッターふた等）

### 4. 用語の定義

特定ふた：特定の銘柄、型番等の浴そう（以下「特定浴そう」という。）に対応するふたであって、次のいずれか  
一つ又は複数に該当するもの

一 ふたの周辺が浴そうの縁にはまり込むなどして、水平方向に力を加えても容易に外れないような構造を有するふた

二 当該対応する特定浴そうの縁周囲の床面からの高さの高低差が○mm 以上であるもの

三 5. 安全性品質 4. 滑り抵抗 (a) の基準確認方法の実施が困難であると認められるもの

5. 安全性品質

浴そうふたの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 外観	1. 浴そうふたには、使用上支障のあるそり、ねじれ、おうとつ(凹凸)、ひび割れ、傷、ばり等がないこと。また、端部が鋭利でないこと。	
2. 被覆材の透水性	2. 表面を被覆した浴そうふた(心材に木材又は木質材を使用したものに限る。)は、内部に透水しないこと。	
3. 曲げたわみ等	(1) 浴そうふたの曲げたわみ量は、幅方向のスパンに対して0%以下であり、かつ、たわみ量を計測した後浴そうふた各部に破れ、割れ、欠け等が生じないこと。  (2) ○形及び○形の心材を連結する箇所○Nの力を加えたとき、浴そうふた心材の折れ及び各部に異状がないこと。	

項 目	基 準	
4. すべり抵抗	<p>ただし、被覆連結したものであっても、隣接する心材端部間の寸法が0mm 以下のものは本規定を適用しない。</p> <p>4. 浴そうふたのすべり抵抗値は、ON 以上であること。</p>	

項 目	基 準	

項 目	基 準	
5. 落下衝撃	5. 浴そうふたを、○ mm の高さからモルタル塗り床の上に連続して○ 回落下させたとき、傷害を与えるおそれのある破れ、割れ、欠け等が生じないこと。	
6. 耐熱性	6. 浴そうふたを、水温○±○℃に調節した湯そうの上に載せ、○時間加熱した後、取り外して○時間以上放置する。この操作を1回として○回繰返したとき、使用上支	

項 目	基 準	
	障のあるそり、ひび割れ、はく離、変形、変色等が生じないこと。	

## 5. 表示及び取扱説明書

浴そうふたの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 表 示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>ただし、(3)については、一般消費者が容易に理解できるものであること。</p> <p>なお、(3)(c)にあつては特定ふたの場合に限り適用する。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 使用上の注意事項</p> <p>(a) 手をついたり、乗ったり、座ったりしないこと。</p> <p>(b) 火のそばに置かないこと。</p> <p>(c) 対応する浴そうのみに使用すること。</p> <p>(4) 指はさみの注意事項</p> <p>折り畳みふたに限る。</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の事項を記載した取扱説明書を添付すること。</p> <p>ただし、(1)については、一般消費者が購入時に容易に確認することができるよう梱包や包装外表面から見やすい箇所に記載すること。</p> <p>なお、(2)については、取扱説明書の見やすい箇所に示すこと。(4)の各事項については、安全警告標識を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>ただし、(3)については使用上の注意事項をラベル等を貼付することにより表示して</p>	

	<p>いるものに限る。</p> <p>(1) 選択上の注意</p> <p>(a) 一般消費者が浴そうふたを選定する際には使用する浴そうの縁に十分かかる大きさのものを選定する旨（特定ふた以外のものに限る。）</p> <p>(b) 特定浴そうの銘柄名、型番等（特定ふたに限る。）</p> <p>(2) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(3) 使用上の注意事項が記載されたラベルやSGラベルを剥がさないこと。</p> <p>(4) 使用上の注意事項</p> <p>(a) ふたがずれたり、たわんだりして浴そう内に転落することがあるので、手をついたり、乗ったり、座ったりしないこと。</p> <p>(b) ふたが変形したり、強度を低下させる恐れがあるので、火のそばに置かないこと。</p> <p>(c) ふたが変形したり、強度を低下させる恐れがあるので、ふたで湯をかき回したり、すのこ代わりに使用しないこと。</p> <p>(d) 湯を沸かし過ぎの場合、急に開けたりすると湯気または熱湯でやけどの恐れがあること。また温度によってふたが変形することがあるので、注意すること。</p> <p>(e) ふたがずれて、隙間が開くと、乳幼児や高齢者が転落することがあるので、特に注意すること。</p> <p>(f) ベビーバスをふたの上で使用しないでください。転落する恐れがあります。</p> <p>(g) 塩素殺菌、浴そう水浄化保温装置（24時間ふる）についての注意事項</p> <p>(5) 組立式のものにあつては、組立ての要領及び組立上の注意</p> <p>(6) 保守、点検方法</p> <p>(7) SGマーク制度は、浴そうふたの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制</p>	
--	---	--



	度である旨 (8) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称 及び住所又は電話番号	
--	---	--